

令和6年度

三条市外国人材受入促進事業

「外国人材受入促進セミナー及び外国人材活用相談会」

開催業務受託者

募集要項

【問合せ先】三条市経済部商工課  
〒955-8686 新潟県三条市旭町2-3-1  
電話 :0256-34-5609  
FAX :0256-36-5111  
メール:shokoka@city.sanjo.niigata.jp

三条市では、令和6年度予算で実施する三条市外国人材受入促進事業「外国人材受入促進セミナー及び外国人材活用相談会」開催業務(以下「本事業」という。)の業務受託者を公募型プロポーザル方式により選定を行うため、次のとおり受託候補者を募集する。

## 1 事業目的

本事業では、基幹産業である金属加工を中心としたものづくりに関わる業種(製造業、卸売業等)の人手不足の解消に外国人材の活用が欠かせないことを市内企業に認識してもらうとともに、それを現実的な選択肢に位置付けてもらうため、外国人材活用のメリットを始めとする就労実態等を分かりやすく示すセミナー及び相談会を開催するもの。

## 2 事業概要

- (1) 外国人材受入促進セミナーの開催
- (2) 外国人材活用相談会の開催(外国人材受入促進セミナーと同日開催)
- (3) セミナー及び相談会参加企業のフォローアップ
- (4) 実績報告書の提出

### 【開催イメージ図】

「セミナー」



「外国人材活用相談会」

各受入企業のニーズに応じた外国人材受入支援事業者複数相談可能



監理団体



登録支援  
機関



人材紹介  
会社



その他人材  
サービス会社

## 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

## 5 委託料金額の上限

3,424千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

## 6 応募資格

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たすものとする。

- (1) 日本国内に従業員が常駐する本支店・本支社等を有していること。
- (2) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、業務ノウハウ、事業実績等を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者(更正手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (6) 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当しない者であること。

## 7 応募手続

### (1) スケジュール

項目	日程
募集開始	令和6年4月30日(火)
募集締切	令和6年5月15日(水)
結果通知	令和6年5月下旬
業務委託締結	令和6年5月下旬
業務開始	令和6年6月上旬予定

### (2) 提出書類

ア 申請書(様式1)

イ 会社概要表(様式2)

ウ 企画提案書(任意様式)

以下の内容を有する企画提案書を作成すること。ただし、企業名等の入札参加者が特定できる記載はしないこと。

① 事業実施方法

具体的実施方法及び本事業の成果を高めるための具体的な方法を記載すること。

② 実施スケジュール

③ 事業実績等

「6 応募資格(2)」を満たしていることが分かるように記載すること。

④ 実施体制

本事業の実施に係る人員配置や体制について記載すること。

エ 入札書(様式3)

入札額は令和6年度の本事業の実施に伴い想定される費用の総額(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。

オ 見積書(任意様式)

本業務に係る経費の見積り及び内訳を可能な限り詳細に記載すること。金額は消費税込の額とし、備考欄にカッコ書きで「(うち消費税〇〇円)」と記載すること。なお、代表者印の押印は省略可とする。

カ 委任状(任意様式)

代理人が提出する場合は委任状を提出すること。

※ 応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。

※ 応募書類は返却しない。

※ 必要に応じて追加書類の提出を求める場合がある。

※ 提案書に記載する内容は、今後の事業実施の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、不採択となる場合がある。

※ 企画提案書作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

### (3) 提出方法

ア 提出先

〒955-8686 新潟県三条市旭町2-3-1 三条市経済部商工課商工係

E-mail:shokoka@city.sanjo.niigata.jp

イ 提出方法

電子メール又は郵送とする。ただし、代表者印等の押印が必要な書類(入札書及び委任状)は郵送すること。

(4) 企画提案書等の記載事項等に関する質問

企画提案書等の記載事項等について不明な点がある場合は、次のとおり商工課に対して質問を行うこと。なお、質問及び回答については三条市ホームページに掲載する。

- ア 提出期限 令和6年5月8日(火)必着
- イ 提出方法 電子メール又は郵送
- ウ 様式 任意様式

8 審査について

(1) 審査方法

三条市外国人材受入促進事業「外国人材受入促進セミナー及び外国人材活用相談会」開催業務受託者選定基準に基づき、落札者を1者選定する。

(2) 選定基準

下記項目について評定者が評価を行い、評価点の合計で最高得点の者を落札者として決定する。

ア 実施目的との合致性(30点)

- ・事業目的を十分に理解し、セミナー講師案等含め、仕様に沿った具体性のある提案になっているか。
- ・事業目的に沿った十分な成果が見込めるか。

イ 実施計画(20点)

- ・事業の実施方法、実施スケジュール、見積金額等は妥当であり、効率的か。
- ・事業の実施方法等(セミナー講師案、広報手段、相談会内容、フォローアップ手法等)について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫があるか。

ウ 運営体制(20点)

- ・本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制であり、役割分担は明確になっているか。また、外国人材受入支援事業者等と連携が可能か。
- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託(委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。)を行っていないか。

エ 業務実績(20点)

- ・過去に本事業と類似の催しを開催し、外国人受入について一定の実績がある、又は本仕様書と同規模の事業開催実績があるか。

オ 入札価格(10点)

(3) 通知

審査結果は、全ての入札参加者に電子メールで通知するとともに、落札結果を三条市ホームページで公表する。

9 契約について

落札者決定後から委託契約締結までの間に応募資格を満たさないことが判明した場合は、委託契約を締結しない。